

令和6年度南砺市空家等対策協議会次第

日時：令和6年8月28日（水）

午後2時から

場所：南砺市役所 302 会議室

1. 開会

2. 市長あいさつ

3. 報告事項

- ・令和5年度事業報告及び令和6年度の取り組みについて P2

4. 協議事項

- ・南砺市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正に伴う
南砺市空家等対策計画での管理不全な空家等に対する対応
フローの変更について P7

5. その他

6. 閉会

南砺市空家等対策協議会委員名簿

令和6年4月1日現在

No.	役職	氏 名	法に基づく役職
1	南砺市空家等対策協議会会長	田中 幹夫	市長
2	顧問弁護士	林 衛	法務
3	大学准教授	横山 天心	学識経験者
4	市議会議員	石川 弘	市議会議員
5	南砺市地域づくり協議会連合会	南田 実	地域住民
6	富山県建築士会	藤井 一彦	建築
7	富山県宅地建物取引業協会	神能 公典	不動産
8	公募委員	石田 香楠子	地域住民
9	公募委員	得能 沙友里	地域住民
10	公募委員	八幡 磨未子	地域住民

(順不同、敬称略)

事務局

市民協働部

市民協働部南砺で暮らしません課

市民協働部南砺で暮らしません課

岩本 真佐美

大浦 幸恵

遊部 晶子

部長

課長

係長

●報告事項

<令和5年度事業報告について>

①空き家の除却に関する施策（南砺市老朽危険空家等除却支援事業）

年度	件数（件）
令和4年度	36
令和5年度	46

《補助対象》

- ・老朽度判定基準で100点以上の評点である空き家 補助率 1/2（上限 50 万円）
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前の本造家屋等のうち、
今後の利用流通の見込まれないもの 補助率 1/3（上限 30 万円）

②空き家等の利用に関する施策

②-1 南砺市空き家情報発信事業（南砺市空き家バンク）

年度	売買（件）	賃貸（件）	どちらも（件）	計
令和4年度	78	9	1	88
	43	3	-	46
令和5年度	49	9	1	59
	37	5	0	42

上段：登録実績、下段：成約実績

②-2 南砺市空き家バンク活用促進事業補助金

年度	所有者							利用者			計
	①促進			②片付け			③ 登録 改修	④改修			
	売却	賃貸	小計	売却	賃貸	小計		購入	賃貸	小計	
令和4年度	43	3	46	33	2	35	4	30	1	31	116

《補助対象》※令和4年度までの内容

対象	補助金		補助率	限度額
所有者	①	住宅売却促進補助金	売買代金の 10 分の 1	10 万円
		賃貸借促進補助金	年間家賃の 5 分の 1	5 万円
	②	住宅片付け補助金	家財道具等の処分に要した経費の 2 分の 1	10 万円
	③	登録促進改修等補助金	空き家バンクに登録する目的で、水回り等の改修に要した経費の 2 分の 1	50 万円
利用者	④	購入住宅改修等補助金	増築、改修等の経費の 2 分の 1 （市内業者利用）	100 万円
		または 賃貸住宅改修等補助金	増築、改修等の経費の 5 分の 1 （市外業者利用）	50 万円

②-2 南砺市空き家バンク活用促進事業補助金（令和5年度制度改正）

年度	所有者							利用者	仲介業者	計
	①促進			②成立			③	④改修	⑥報奨金	
	売却	賃貸	小計	売却	賃貸	小計	登録改修	購入	賃貸	
令和5年度	25	0	25	37	0	37	1（旧）	24	5	92

《補助対象》※令和5年度からの内容

対象	補助金		補助率	限度額
所有者	①	登録促進補助金	家財道具等の処分に要した経費の2分の1	10万円
			建物診断及び簡易な補修に要した経費の2分の1	10万円
	②	売却成立補助金	売買代金の10分の1	10万円
		賃貸借成立補助金	年間家賃の5分の1	5万円
	③	賃貸物件登録改修補助金	空き家バンクに賃貸物件として登録する物件の増築、改修に要した経費の2分の1	100万円
利用者	④	購入住宅改修等補助金	増築、改修等の経費の2分の1 （市内業者利用）	100万円
			増築、改修等の経費の5分の1 （市外業者利用）	50万円
	⑤	家賃補助金	1年間の賃貸料相当額の2分の1	24万円
業者	⑥	賃貸借仲介報奨金	—	5万円

②-3 定住奨励金（中古住宅分）

年度	転入奨励金（件）	持家奨励金（件）	計（件）
令和4年度	22	19	41

《補助対象》※令和4年度までの内容

条件	対象	支援額
転入奨励金	南砺市外に5年以上住所登録があった方で市へ転入届をした日から起算して前後3年以内に新たに住宅を取得したもの	中古 60万円＋家族加算※ ※1人5万円（申請者を除く）
持ち家奨励金	南砺市民の方または市外での住所登録が5年未満の方が転入届をした日から起算して3年以内に住所を定めた方	中古 30万円

②-3 定住奨励金（中古住宅分）（令和5年度制度改正）

年度	転入奨励金（件）	持家奨励金（件）	計（件）
令和5年度	20	16	36

《補助対象》※令和5年度からの内容

条件	対象	支援額
転入奨励金	南砺市外に5年以上住所登録があった方で市へ転入届をした日から起算して前後3年以内に新たに住宅を取得した方	中古 購入価格の10分の1 （上限60万円）
持ち家奨励金	南砺市民の方または市外での住所登録が5年未満の方が転入届をした日から起算して3年以内に住所を定めた方	

②-4 空き家・空き店舗利用促進事業補助金（資料：南砺市商工企業立地課）

年度	空き家・空き店舗再生事業	経営補助事業（店舗借上）		利子補給事業	
		継続分	新規	継続分	新規
令和4年度	4	3	1	1	0
令和5年度	うち、繰越 9 2	4	2	1	5

《補助対象》

事業名	補助内容	補助額	補助率
空き家・空き店舗再生事業	改修費、設備設置費、販売促進費	200万円まで	1／2
経営補助事業（店舗借上）	賃貸料	月2.5万円まで （最長3年）	1／2
利子補給事業	開業に係る融資額の支払い利子	30万円まで （3年間の累計）	1／2

②-5 南砺にすんでみられ事業（体験ハウス）

年度	利用件数（件）
令和4年度	29
令和5年度	33

②-6 金沢大学五箇山セミナーハウス

年度	利用件数（人）
令和4年度	122
令和5年度	86



金沢大学セミナーハウス

③空き家未然防止のための活動

③-1 南砺市空き家セミナーの開催

年度	開催日	参加者（人）
令和4年度	10月9日（日）	53
令和5年度	10月14日（土）	67

③-2 南砺市空き家の相談会

年度	開催日	参加者（件）
令和4年度	8月13日（土）	8
	10月9日（日）	13
	12月10日（土）	7
	2月4日（土）	5
	合計	33
令和5年度	6月10日（土）	10
	8月5日（土）	14
	10月14日（土）	25
	12月19日（土）	4
	合計	53

<令和6年度の取り組みについて>

①空き家の除却に関する施策（南砺市老朽危険空家等除却支援事業）

年度	件数（件）
令和6年度（4～7月）	16

②空き家等の利用に関する施策

②-1 南砺市空き家情報発信事業（南砺市空き家バンク）

年度	売買（件）	賃貸（件）	どちらも（件）	計
令和6年度	23	6	0	29
（4～7月）	17	4	0	21

上段：登録実績、下段：成約実績

②-2 南砺市空き家バンク活用促進事業補助金

年度	所有者							利用者	仲介業者	計
	①促進			②成立			③	④改修	⑥報奨金	
	売却	賃貸	小計	売却	賃貸	小計	登録改修	購入	賃貸	
令和6年度 (4～7月)	10	1	11	17	0	17	0	7	4	39

②-3 定住奨励金（中古住宅分）

年度	転入奨励金（件）	持家奨励金（件）	計（件）
令和6年度（4～7月）	2	4	6

②-4 空き家・空き店舗利用促進事業補助金（資料：南砺市商工企業立地課）

	空き家・空き 店舗再生事業	経営補助事業（店舗借上）		利子補給事業	
		継続分	新規	継続分	新規
令和6年度 （4～7月）	2	5	1	6	0

②-5 南砺にすんでみられ事業（体験ハウス）

年度	利用件数（件）
令和6年度（4～7月）	17

②-6 金沢大学五箇山セミナーハウス

年度	利用件数（人）
令和6年度（4～7月）	27

③空き家未然防止のための活動

③-1 南砺市空き家セミナーの開催

年度	開催日	参加者（人）
令和6年度	10月5日（土）	—

③-2 南砺市空き家の相談会

年度	開催日	参加者（件）
令和6年度	5月25日（土）	14
	6月22日（土）	4
	8月24日（土）	—
	10月5日（土）	—

●協議事項

- ・南砺市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正に伴う南砺市空家等対策計画での管理不全な空家等に対する対応フローの変更について

(現行)

4－3 管理不全な空き家に対する措置の推進

(1) 空家特措法に基づく特定空家等に対する措置の着実な実施

① 立入調査による状況把握

空き家実態調査は外観目視での調査であるため、空き家の内部の状況を十分に把握することができない可能性がある。このため、空き家実態調査において特定空家等候補とした空き家については、必要に応じて立入調査を実施し、特定空家等の判断基準の該当状況を精査する。なお、立入調査は、調査結果の信頼性を担保するため、建築技術者が実施するものとする。

② 特定空家等の認定

空き家実態調査や立入調査の結果を踏まえ、特定空家等に該当するものと判断された空き家については、南砺市空き家等対策審議会からの意見を踏まえ、市が特定空家等に認定する。

③ 特定空家等に対する措置の実施

特定空家等については、空家特措法の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言又は指導、勧告及び命令等の措置を実施することができることとなっている。

一方、空家特措法に基づく特定空家等に対する措置は、特定空家等の所有者等にとっては強い公権力の行使を伴う行為を含むものであるため、南砺市空き家等対策審議会からの意見を踏まえ実施するものとする。

4－3 管理不全な空き家に対する措置の推進

(1) 空家特措法に基づく特定空家等に対する措置の着実な実施

① 立入調査による状況把握

空き家実態調査は外観目視での調査であるため、空き家の内部の状況を十分に把握することができない可能性がある。このため、空き家実態調査において特定空家等候補とした空き家については、必要に応じて立入調査を実施し、特定空家等の判断基準の該当状況を精査する。なお、立入調査は、調査結果の信頼性を担保するため、建築技術者が実施するものとする。

② 管理不全空家等及び特定空家等の認定

空き家実態調査や立入調査の結果を踏まえ、**管理不全空家等または**特定空家等に該当するものと判断された空き家については、南砺市空き家等対策審議会からの意見を踏まえ、市が**管理不全空家等または**特定空家等に認定する。

③ 管理不全空家等に対する措置の実施

南砺市空き家等の適正に関する条例に基づき、管理不全空家等（空き家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空き家等）については、基本指針（空家特措法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。以下「管理指針」という。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる。

指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導した者に対し、必要な具体的な措置について勧告することができる。

なお、空家特措法に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地については、当該特定空家等の用途が住宅の場合、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外されることとなる。

④ 特定空家等に対する措置の実施

特定空家等については、空家特措法の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言又は指導、勧告及び命令等の措置を実施することができるとともに、**その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、当該措置を自らし、又は第三者をしてこれをさせることができる。**

一方、空家特措法に基づく特定空家等に対する措置は、特定空家等の所有者等にとっては強い公権力の行使を伴う行為を含むものであるため、南砺市空き家等対策審議会からの意見を踏まえ実施するものとする。

○ 助言又は指導

市が特定空家等を認定した場合、その所有者等に対し、空家特措法第 14 条第 1 項に基づき、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導するものとする。

○ 勧告

特定空家等が助言又は指導を行ってもなおその状態が改善されない場合、その所有者等に対し、空家特措法第 14 条第 2 項に基づき、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告するものとする。

なお、空家特措法に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地については、当該特定空家等の用途が住宅の場合、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外されることとなる。

○ 命令

勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、特に必要があると認めるときは、その所有者等に対し、空家特措法第 14 条第 3 項に基づき、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置を命令するものとする。

○ 公表

命令を行った場合、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止する観点から、空家特措法第 14 条第 11 項及び第 12 項に基づき、標識の設置や広報などや市ホームページへの掲載等の方法により、命令が出ている旨を公表するものとする。

○ 行政代執行

命令を受けた者が、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても命令の期限までに完了する見込みがないときは、空家特措法第 14 条第 9 項に基づき、行政代執行を行うものとする。

○ 略式代執行

空家特措法第 14 条第 3 項に基づく措置を命ぜられるべきものを確知することができない場合、空家特措法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行を行うものとする。

(2) 空き家条例に基づく緊急安全措置の実施

空き家実態調査等により当該空き家等が管理不全な状態にあり、人の生命、身体又は財産に危険が切迫していると認める時は、これを回避するために必要な最低限度の措置（緊急安全措置）を講じる。なお、当該措置を実施しようとするときは、実施内容や概算費用、所有者等の費用負

○ 助言又は指導

市が特定空家等を認定した場合、その所有者等に対し、空家特措法第 22 条第 1 項に基づき、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導するものとする。

○ 勧告

特定空家等が助言又は指導を行ってもなおその状態が改善されない場合、その所有者等に対し、空家特措法第 22 条第 2 項に基づき、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告するものとする。

なお、空家特措法に基づく勧告を受けた特定空家等の敷地については、当該特定空家等の用途が住宅の場合、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外されることとなる。

○ 命令

勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、特に必要があると認めるときは、その所有者等に対し、空家特措法第 22 条第 3 項に基づき、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置を命令するものとする。

○ 公表

命令を行った場合、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止する観点から、空家特措法第 22 条第 13 項及び第 14 項に基づき、標識の設置や広報などや市ホームページへの掲載等の方法により、命令が出ている旨を公表するものとする。

○ 行政代執行

命令を受けた者が、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても命令の期限までに完了する見込みがないときは、空家特措法第 22 条第 9 項に基づき、行政代執行を行うものとする。

○ 略式代執行

空家特措法第 22 条第 3 項に基づく措置を命ぜられるべきものを確知することができない場合、空家特措法第 22 条第 10 項に基づく略式代執行を行うものとする。

(2) 空き家条例に基づく緊急安全措置の実施

空き家実態調査等により当該空き家等が管理不全な状態にあり、人の生命、身体又は財産に危険が切迫していると認める時は、これを回避するために必要な最低限度の措置（緊急安全措置）を講じる。なお、当該措置を実施しようとするときは、実施内容や概算費用、所有者等の費用負担を所有者等に通知する。また、空き家条例では、当該措置に要した費用については、所有者等に請求することができることとなっている。

担を所有者等に通知する。また、空き家条例では、当該措置に要した費用については、所有者等に請求することができることとなっている。

(3) 所有者等や地域による管理不全な空き家等の解消に向けた取り組みへの支援

管理不全な空き家等の解消に当たっては、市が主体となって行う措置のみならず、所有者等や地域が主体となった自律的な取り組みを実施することも重要である。

このため、市や空き家等地域対策推進員等から所有者等への働きかけを強化するとともに、市の制度である南砺市老朽危険空き家等除却支援事業費補助金や、国の制度である空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業等の活用を促進する。

(4) 特定空き家等の除却の実施

相続人不在、もしくは人の生命、身体又は財産に危険が見込まれる特定空き家等については、空き家等対策審議会の意見を聴取し、空き家対策総合支援事業を活用するなど、財源の確保が見込める場合は行政代執行・略式代執行を進める。

(3) 所有者等や地域による管理不全な空き家等の解消に向けた取り組みへの支援

管理不全な空き家等の解消に当たっては、市が主体となっていく措置のみならず、所有者等や地域が主体となった自律的な取り組みを実施することも重要である。

このため、市や空き家等地域対策推進員等から所有者等への働きかけを強化するとともに、市の制度である南砺市老朽危険空き家等除却支援事業費補助金や、国の制度である空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業等の活用を促進する。

(4) 特定空き家等の除却の実施

相続人不在、もしくは人の生命、身体又は財産に危険が見込まれる特定空き家等については、空き家等対策審議会の意見を聴取し、空き家対策総合支援事業を活用するなど、財源の確保が見込める場合は行政代執行・略式代執行を進める。

(参考資料)

管理不全空き家等及び特定空き家等に対する措置に関する
適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）

URL：<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001712338.pdf>（国土交通省）



(現行)

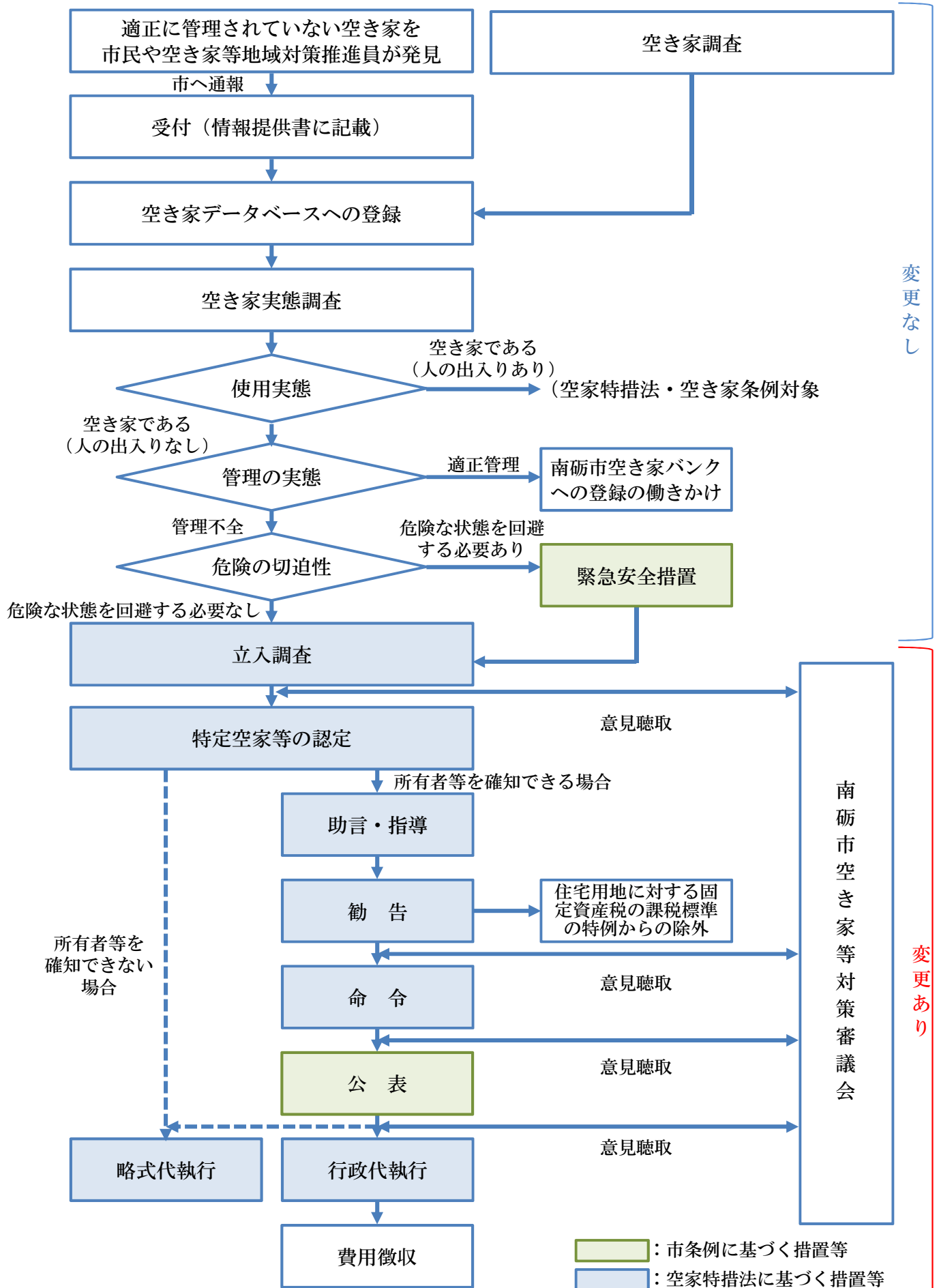
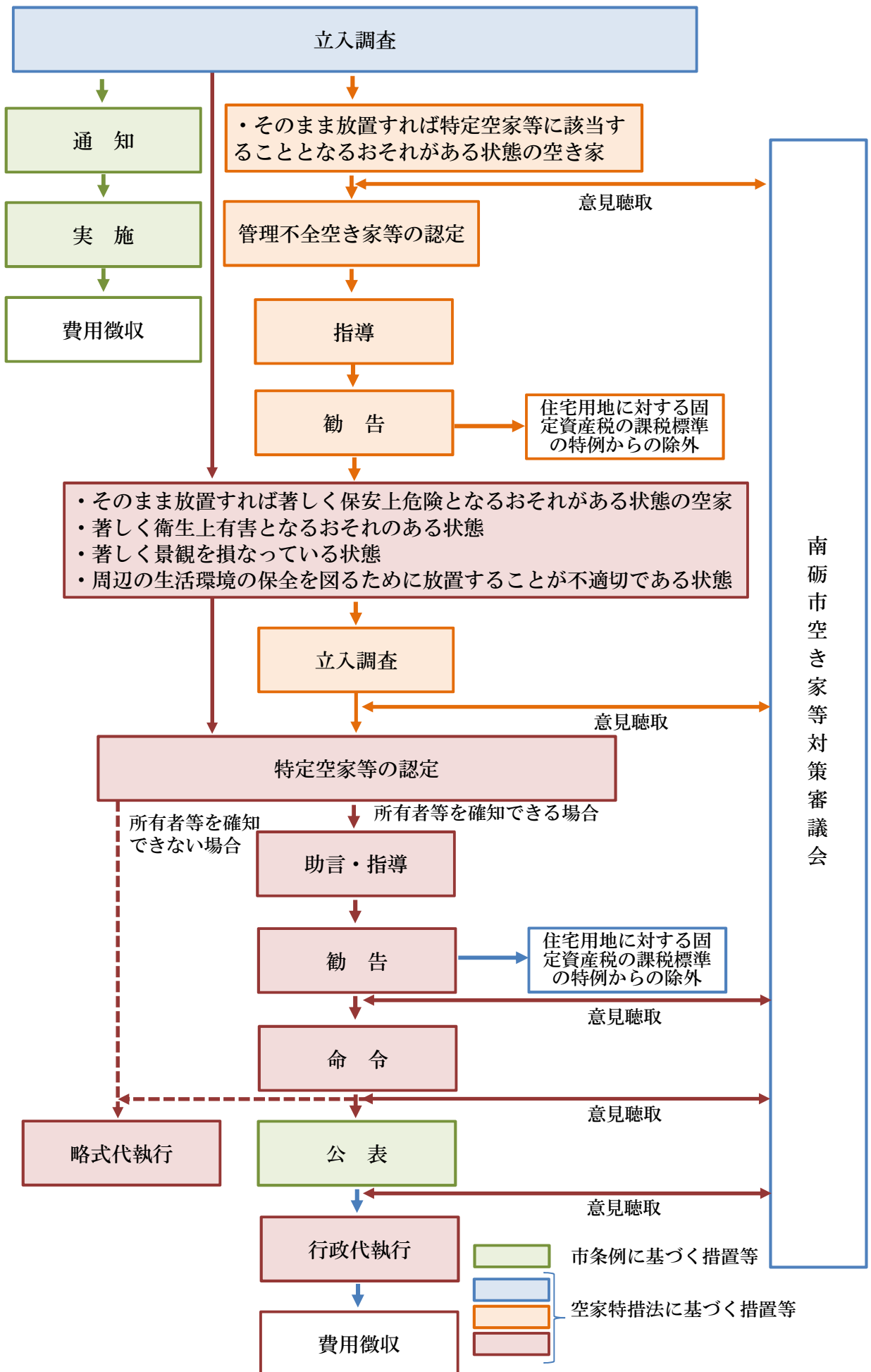


図 45 管理不全な空き家等に対する対応フロー

(改正案)



○南砺市空き家等の適正管理に関する条例

平成26年3月24日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、空き家等の適正な管理に関し、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、空き家が管理不全な状態となったとき、又はそのおそれがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心できる暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 所有者等 空き家等を所有し、管理し、又は占有する者をいう。

(3) 管理不全空き家等 空き家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある空き家等をいう。

(4) 特定空き家等 そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全空き家等又は特定空き家等の所有者等と、当該空き家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれのある者との間で、民事による解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な

管理に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、空き家等の対策に関し必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、所有者等が行う空き家等の適正な管理について、必要な支援を行うものとする。

(空き家等対策計画)

第6条 市長は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空き家等に関する対策についての計画（以下「空き家等対策計画」という。）を定めるものとする。

(協議会)

第7条 市長は、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(情報提供)

第8条 市民は、適正な管理が行われていないおそれがある空き家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第9条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は適正な管理が行われていないおそれがある空き家等を発見したときは、この条例の施行に必要な範囲内において、当該空き家等の状況、その所有者等について調査することができる。

(立入調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な範囲内において、職員に当該空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者を同行させ、客観的な意見を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を実施する際は、職員及びこれに同行する者はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して

はならない。

(管理不全空き家等の所有者等に対する措置)

第11条 市長は、管理不全空き家等の所有者等に対し、法第6条に規定する基本指針（所有者等による空き家の適切な管理について指針となるべき事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空き家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導した者に対し、必要な具体的な措置について勧告することができる。

(特定空き家等の所有者等に対する助言及び指導)

第12条 市長は、特定空き家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置について、助言し、及び指導することができる。

(特定空き家等の所有者等に対する勧告)

第13条 市長は、前条の規定による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお当該特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該特定空き家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう履行期限を定めて勧告することができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令しようとするときは、第17条に規定する南砺市空き家等対策審議会（以下第16条までにおいて「審議会」という。）の意見を聴くもののほか、当該命令に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、審議会の意見を聴いて次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(代執行)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、審議会の意見を聴いて行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定により代執行を行ったときは、これに要した費用を空き家等の所有者等に請求することができる。

(南砺市空き家等対策審議会)

第17条 この条例の適正な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、南砺市空き家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 市長は、必要に応じて次に掲げる事項について審議会に諮問し、審議会はその意見を述べるものとする。

(1) 第14条に規定する命令に関すること。

(2) 第15条に規定する公表に関すること。

(3) 前条に規定する代執行に関すること。

(4) その他市長が特に必要と認めること。

- 3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 4 委員は、第2項に規定する諮問に関する事項に優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(緊急安全措置)

第18条 市長は、第9条又は第10条の規定による調査により空き家等が管理不全

な状態にあり、人の生命、身体又は財産に危険が切迫していると認めるときは、これを回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を執ることができる。

2 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空き家等の所有者等に請求することができる。

3 市長は、緊急安全措置を実施しようとするときは、当該空き家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

（１）緊急安全措置の実施の概要

（２）緊急安全措置の概算費用

（３）所有者等の費用負担

（警察その他の関係機関との連携）

第19条 市長は、この条例の施行上必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関と必要な措置について協議し、連携した対応を行うものとする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

南砺市特定空家等の状況

1. 認定数 22 件
内訳：平成 31 年度 7 件、令和 2 年度 7 件、令和 3 年度 4 件、令和 5 年度 4 件
2. 除却済 22 件のうち 8 件
内訳：令和 2 年度 2 件、令和 3 年度 3 件、令和 4 年度 1 件、令和 5 年度 2 件
3. 自然倒壊 1 件
4. 現存する特定空家等

番号	認定年度	所在地	種類
1	平成 31 年度	南砺市城端	非住宅
2	令和 2 年度	南砺市松島	住宅
3	令和 2 年度	南砺市戸板桑畑	住宅
4	令和 2 年度	南砺市山見	住宅
5	令和 2 年度	南砺市梅原	住宅
6	令和 2 年度	南砺市利賀村入谷	住宅
7	令和 3 年度	南砺市小来栖	住宅
8	令和 3 年度	南砺市福光	住宅
9	令和 3 年度	南砺市人母	住宅
1 0	令和 5 年度	南砺市院瀬見	住宅
1 1	令和 5 年度	南砺市山見	住宅
1 2	令和 5 年度	南砺市城端	住宅
1 3	令和 5 年度	南砺市井波	住宅

5. 令和 6 年度の取り組み

特定空家等の認定に係る調査業務委託 8 件
南砺市空き家等対策審議会 令和 6 年秋実施予定